

事務連絡

令和5年5月30日

都道府県
各指定都市 保育所・認定こども園等主管課 御中
中核市

こども家庭庁成育局成育基盤企画課
こども家庭庁保育政策課認可外保育施設担当室
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

保育所、認定こども園等におけるアカミミガメ及び
アメリカザリガニの取扱いについて

この度、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(平成16年法律第78号)に基づき、令和5年6月1日にアカミミガメ及びアメリカザリガニが条件付特定外来生物として特定外来生物に指定されることに伴い、アカミミガメ及びアメリカザリガニの取扱いに関し、添付のとおり周知依頼がありました。

今般の指定により保育所、認定こども園等においてアカミミガメ及びアメリカザリガニを飼育等する場合は、周知された事項にご留意ください。

本件については、管内市区町村並びに各保育所、認定こども園等に対しても周知いただくようお願いいたします。

(添付資料)

- ・環境省からの周知依頼に係る事務連絡(「保育所・認定こども園等におけるアカミミガメ・アメリカザリガニの取扱いについて」)
- ※別添2・3として事業者向けリーフレットを含む。
- ・アカミミガメ・アメリカザリガニに係る飼養等基準の内容